

石川県公報

令和7年7月25日（金曜日）

号 外

（第54号）

目 次

規 則	人事委員会
○石川県漁業調整規則の一部を改正する規則 (水産課) 1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を 改正する規則 1

規 則

石川県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三十三号

石川県漁業調整規則の一部を改正する規則

石川県漁業調整規則（令和二年石川県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項の表第十九号中「おきあさり（あおさがい）」を「こたまがい（地方名称おきあさり及びあおさがい）」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第五十五条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第五十六条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月二十五日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第十一号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表知事の事務部局の部本庁の項中「知事室次長
少子化対策監」を「知事室次長
デジタル推進監」に改める。
少子化対策監」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、令和七年七月一日から適用する。

